

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 28 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009 年度～2011 年度

課題番号：21330006

研究課題名（和文） 構造改革型統治システムへの公法学を軸とした学際的接近－社会構成主義的視点の導

研究課題名（英文） An interdisciplinary approach to “structural-reform type of governance” from a social constructivist perspective.

研究代表者

角松生史（KADOMATSU Narufumi）

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90242049

研究成果の概要（和文）：1990 年代後半以降のわが国の統治システムの構造的変容（「構造改革型」統治システム）を対象として、社会構成主義的方法を共通の立脚点とした学際的共同研究を行った。各年度毎に研究キーワードを設定して（2009 年度「参加」、2010 年度「責任」、2011 年度「関係」）シンポジウム・共同研究会を開催した。「まちづくり」と市民参加、説明責任、教育基本法改正、歴史的記憶、裁判員制度、子どもの権利といったトピックについて、構造改革型統治システムのマクロ的・ミクロ的諸相が社会構成主義的観点から分析された。

研究成果の概要（英文）：Japanese governmental system has undergone various significant reforms since the second half of the 1990s, which we see as the emergence of “structural-reform type of governance”. In this interdisciplinary research project, we have analyzed such changes under the methodological framework of social constructivism. Utilizing chosen common research keywords for each year (2009: participation, 2010: responsibility/accountability, 2011: relationship), we have examined several important aspects of “structural-reform type of governance” such as: citizen participation for city building, duty to explain, amendment of the Basic Act on Education, introduction of *Saiban-in* system, rights of the child.

交付決定額

（金額単位：千円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
2010年度	3,700,000	1,110,000	4,810,000
2011年度	3,800,000	1,140,000	4,940,000
総計	11,900,000	3,570,000	15,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：構造改革型統治システム・社会構成主義・参加・責任・関係

1. 研究開始当初の背景

1990 年代後半以降のわが国の統治システムは、「構造改革型」統治システムともいふべき変容を遂げている。この時期以降のわが国における様々な法制度改革により、「透明性」「説明責任」「政策評価」「補完性原理」等の新たな鍵概念が公法学上に登場し、また、

「法の支配」「参加」といった従来からの鍵概念も新たな意味内容を与えられている。経済成長優先の社会システムやケインズ主義的経済政策の行き詰まりに伴う中央集権的・官僚主義的な国家機構の再編の必要性がかかる制度改革の背景にあるが、そこでは個別制度改革に止らず「この国のかたち」の総

体的転換が唱導されている。

2. 研究の目的

統治機構に関するかかる構造的変容は公法学の本来の対象であるが、その総体的分析のためには学際的接近が必要である。本研究は、上記「構造改革型統治システム」を対象とし、社会構成主義的視角・方法を積極的に取り入れつつ、公法学を軸にした学際的研究体制を行うものである。

「社会構成主義」の概念規定は論者によってバリエーションがあるが、ものごとが本来的・内在的に特定の性質を備えているという「本質主義」的想定に反対し、人々の社会的な言語使用に注目する点に共通の特徴を見出すことができる。認識論的には、社会的世界を客観的実在とみなすのではなく、社会的行為主体の相互作用によって意味的に構成された世界とみなすことになる。

3. 研究の方法

社会構成主義的視角・方法を基盤とする学際的研究組織を編成し、研究会とシンポジウム開催による共同研究と分担者の個別研究を並行して進め、マクロ的・ミクロ的双方の視点から「構造改革型統治システム」へ接近した。また、学際的討議を容易にするため、各年度毎に研究キーワード(2009年度「参加」、2010年度「責任」、2011年度「関係」)を設定し、それらキーワードをテーマとするシンポジウムを毎年開催し、それに加えて全9回の共同研究会を開催した。

4. 研究成果

本研究の研究成果は、研究対象である「構造改革型統治システム」に関する総体的研究、共通の研究視角としての社会構成主義に関する研究、各年度のキーワードに関連する研究に分けられる。以下、主要な研究成果の概要を紹介する(研究代表者・分担者の業績については、「5. 主な発表論文等」の業績番号を示す)。

(1) 構造改革型統治システム総論

1990年代後半以降に日本において、「経済成長優先型認識共同体の終焉と構造改革型認識共同体の形成」という構造的変容が見られるのではないかというのが本研究の仮設的研究軸であった。進藤兵「現代日本の政治体制における認識共同体の変容」(未公表)は、日本における「構造改革」という用語の形成・浸透・変容について実証的分析と社会経済的背景の考察を行い、社会構成主義的視点(「批判的実在論」)から、このような「言説」と「実在」、そして「経験的現実」がおりなす相互作用について論じたものである。

(2) 社会構成主義的方法

小玉・雑誌論文(以下単に「雑誌」)(9)(10)、図書(7)は、新しい教育改革の背後にある政治的性格を「メリトクラシーの変容」の観点から分析し、メリトクラシーを相対化する観点から、異質な他者へと開かれた公共性に対応するカリキュラムを考えようとする試みを検討する。その上で、「知ること」と「考えること」を結びつけ、職業と結びついた専門的知識や技能を、無能化＝市民化された批判的知識へと組み替えていくという方向性から、政治的シティズンシップや教育政治学の可能性が述べられる。専門家集団・市民と、両者に関わる教師の関係は、「参加」に関する制度設計にあたっても多くのことを示唆する重要な視点である。

佐々木・図書(8)は、日本国憲法の解釈共同体の内部において、判例法理と対話しながらその中味をずらしていくことで憲法現実の変革を試みた学説の実践を描写・記述するものであり、社会構成主義的な実践例に関する研究である。

長谷川・雑誌(27)は、一見すると相矛盾する「物語の復権」と「主体の復権」という二つの潮流が同時に生起している現在の歴史学について、そのコンテクストをポスト言語論的転回の位相としてとらえた上で、この二つの潮流の交錯としてのパーソナル・ナラティブ(個人の語り)研究に焦点を当て、歴史学的方法的課題の一端を明らかにしたものである。

横田・図書(16)は、子どもに関わる社会現象を法的に捉える上で、まず「子ども」とは何かという問いに対する実在論的立場と社会構成主義的立場とを対比し、後者の視点を重視しつつも、子どもへのまなざしを各法分野で共有すべく、子どもの「存在」と「時間」に着目し、「権利」よりも「法」によって、他者との「関係」の中での子ども、とりわけ子ども・親・国家の法的関係を捉えようとしたものである。

(3) 「参加」(2009年度キーワード)

角松他・雑誌(20)は、本共同研究主催のシンポジウムの記録である。広い意味での「まちづくり」における市民参加を共通テーマとして3人のパネリストの報告(藤井聡・三上直之・窪田亜矢)とコメント(倉阪秀史)、パネルディスカッションを掲載している。

角松・雑誌(32)は、「協働」概念の分析を踏まえ、「権利配分の動態的具体化過程」と「分担による主体の構成とコミュニケーション過程」が協働論の課題であることを示した。また行政過程を情報処理過程としてとらえる立場から「参加」と「決定」を相対化し、参加の主体(「市民」vs「住民」)と制度設計の態様について検討したものである。

都築他・雑誌(4)は、市民参加において必

要とされる「批判的思考」についての研究である。賛否の分かれる身近な社会問題を題材として設定された課題に対し、大学生がどれほど批判的思考を適用して読解を行うかについて、量的・質的分析を行い、多くの大学生が、自らの信念に沿った情報検索や情報評価を行っていることを明らかにした。その上で、批判的思考を育成する教育においては、「自らの信念は傍らにおいて客観的に熟慮せよ」という旗印を掲げるのではなく、むしろ、我々一般的な人間の思考プロセスの特性を理解させること、自他の思考プロセスを批判的に思考することの重要性を学生に教育していくことがむしろ肝要であるのではないかと指摘した。

(4) 責任(2010年度キーワード)

Vanoverbeke/Kadomatsu・雑誌(5)は、本共同研究主催のシンポジウムの記録((6)(7)(19)の各報告を含む)である。1990年代後半以降の「透明性」「説明責任」「政策評価」といった概念の登場をともなう諸「改革」の分析と規範的考察が試みられた。

角松・雑誌(6)は、1999年の情報公開法に始まる「説明責任＝アカウンタビリティ」関連法制の展開を概観し、(i)構造改革型統治システムの変容との関連の考察と(ii)各法制度における「説明責任」のあり方の比較を行ったものである。

世取山・雑誌(19)は、2006年の教育基本法改正を素材として、教育をめぐる「責任」について、当初の教育基本法の理念としての「直接責任」、自民党・文科省によって形成されてきた「間接責任」の構造、近時展開されている「アカウンタビリティ」の3種類に類型化し、それらをめぐる政治過程と類型相互の緊張関係を明らかにしている。

小田中・雑誌(7)は、世紀転換期に入り、日本の過去の「記憶」に関わる領域においても「説明」概念の変容と、それをめぐる議論がみられることになったことを指摘する。いわゆる「従軍慰安婦論争」と、そこから派生した「戦後責任」論である。同論文は、これらの事態を歴史的な脈に位置づけるとともに、「戦後責任」のあり方を再検討し、そのポテンシャルをくみ上げることを目的としたものである。なお、角松・雑誌(2)は上記報告の日本語版である。

また、上記シンポジウムにおける藤川久昭報告(Delusive self-determination and responsibility in Japanese labour law)は、近年の日本労働法制改革とそこにおける標語「自己決定と責任」について、実態を踏まえた批判的分析を行った。

桑原・雑誌(8)は、土壌汚染を題材にして、それに起因する公共に対する危険を防除するための責任をどのように配分するのが妥当か、ということ考察するものである。その際、ドイツ警察法における議論を参照したが、汚染原因者の責任を追及することがなんらかの理由でできない場

合に、汚染対策について、公共負担が汚染された土地の所有者か、ということが問題となる。伝統的な警察法の立場では、所有者の責任ということになるが、問題状況の変化に応じて、ドイツにおける解釈共同体の見解が歴史的に変化してきていることが明らかになった。このような意味で、責任配分のあり方を考察するとともに、責任配分の問題の一面に関して構成主義的な観点からの認識枠組みの変化を明らかにしたものである。

(5) 関係(2011年度キーワード)

本共同研究主催のミニ・シンポジウム(2011.12.25. 神戸法学雑誌62巻1・2号掲載予定)において、研究協力者 Dimitri Vanoverbeke氏 “The Participation of Civilians in the Criminal Procedure in Belgium and Japan: a constructivist lens on the relationship between structures and actors”及び大江洋(北海道教育大学教授)「『子どもの権利』をめぐる関係性のありよう」の2件の報告がなされた。前者は2009年度キーワード「参加」とも関わる裁判員(日本)・陪審員(ベルギー)についての考察であるが、歴史的制度論と構成主義を結びつける方法論的観点から、これら法制度における制度とアクターの相互関係を分析したものである。後者は、「関係性」というキーワードに即して論者のこれまでの子ども論・子どもの権利論を再検討したものである。

角松・図書(2)(3)は、ドイツ法に由来する「互換的利害関係」ないし「地域像維持請求権」という法概念について、その継受・転用・退場の過程を考察し、また、ドイツ法においてではこの概念が、個々人の被害の分析よりもむしろそれらの相互関係のありようについて考察するためのツールとして用いられていることを指摘したものである。

山本・雑誌(29)は、契約締結時点において終局的に契約ルールは確定されているとする「古典的契約法理論」を批判しつつ登場した、契約ルールは契約締結前後に存在する継続的な当事者関係のなかで生成されるとする「関係的契約理論」に立脚しつつ、近時欧米において大きな展開を見た契約の経済学の知見(不完備契約論)をこの理論に導入することで、債務者の「損害賠償責任」論を再構成しようとしたものである。

横田・雑誌(31)は、虐待を親の行為でなく親子の「関係」として捉えた上で、児童虐待に関わる統治構造の変容につき、親と国家の関係ではなく、「子どもと親の関係」と「国家」の関係と捉え、「親によって養育される子どもの権利」の観点からの考察を試みたものである。

[シンポジウム・共同研究会開催リスト]

①シンポジウム

(i)シンポジウム「市民参加の社会的構成」(2010年2月14日 神戸大学) (パネリスト:

角松生史・藤井聡・三上直之・窪田亜矢, コメント: 倉阪秀史) (神戸法学雑誌 60 巻 2 号掲載)

(ii) 国際シンポジウム "Policy and Accountability in Japan after the 1990's: A Global Perspective" (2010 年 9 月 24 日 ルーヴェン・カトリック大学) (パネリスト: Dimitri Vanoverbeke、角松生史、小田中直樹、藤川久昭、世取山洋介。ディスカッサント: Frederik Ponjaert, Michael Schiltz) (Zeitschrift fuer Japanisches Recht Heft 31 掲載)

(iii) ミニ・シンポジウム 「『関係』への社会構成主義的アプローチ」(2011 年 12 月 25 日 上智大学) (報告者: Dimitri Vanoverbeke, 大江洋) (神戸法学雑誌 62 巻 1・2 号掲載予定)

②共同研究会 (括弧内は報告者)

(i) 第 1 回研究会 (2009 年 6 月 14 日 青山学院大学) (長谷川貴彦、(小報告)小玉重夫)

(ii) 第 2 回研究会 (2009 年 8 月 9 日 神戸大学) (横田光平)

(iii) 第 3 回研究会 (2009 年 12 月 23 日 上智大学) (藤田政博、Dimitri Vanoverbeke)

(iv) 第 4 回研究会・現地調査 (2010 年 3 月 6 日 福山市鞆フリースペース白壁) (角松生史、(小報告)藤川久昭)

(v) 第 5 回研究会 (2010 年 7 月 11 日 上智大学) (角松生史、小田中直樹、藤川久昭、世取山洋介)

(vi) 第 6 回研究会 (2011 年 3 月 6 日 上智大学) (桑原勇進、蟻川恒正)

(vii) 第 7 回研究会 (2011 年 7 月 24 日 上智大学) (進藤兵、山本顕治、(コメント)都築幸恵)

(viii) 第 8 回研究会 (2011 年 10 月 2 日 上智大学) (角松生史)

(ix) 第 9 回研究会 (2012 年 3 月 20 日 神戸大学) (平良小百合)

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 37 件) (総計 74 件)

(2012 年) (刊年が複数年にまたがる連載論文のみについて個別に刊年を記した)

(1) 角松生史「都市計画の構造転換と市民参加」新世代法政策学研究 15 号 1-30 頁、査読無

(2) 角松生史「行政のアカウントビリティの展開」法政策学の試み 13 号 3-18 頁、査読無

(3) 進藤兵「『2020年の東京』の分析視点と検討課題」月刊東京 332 号 2-11 頁、査読無

(4) 都築幸恵・新垣紀子「賛否の分かれる身近な社会問題に対する大学生の思考プロセスの分析」認知科学 19 号 39-55 頁、査読有

(2011 年)

(5) Dimitri Vanoverbeke/ Narufumi Kadomatsu (ed.), Symposium: Responsibility and

Accountability in Japan after the 1990s: A Legal Perspective, Zeitschrift für Japanisches Recht 31(2011)pp.1-60

(6) Narufumi Kadomatsu, Accountability of Administration in Japan after the Mid-1990s, Zeitschrift fuer Japanisches Recht, Heft 31, pp.5-20, 査読無,

(7) Naoki Odanaka, From Responsibility to Compassion: Lessons from the controversy over 'Comfort Women' in Japan, Zeitschrift für Japanisches Recht 31, pp.49-60, 査読無

(8) 桑原勇進「状態責任の根拠と限界(1)-(4)」自治研究 86 巻 12 号 54-72 頁、87 巻 1 号 66-91 頁、87 巻 2 号 76-93 頁、87 巻 3 号 86-112 頁 (2010-2011), 査読無

(9) 小玉重夫「政治的シティズンシップと社会的シティズンシップ」高校生活指導 2011 年夏号 6-13 頁、査読無

(10) 小玉重夫「教育政治学の方へアルチュセール以後のイデオロギー論に着目して」日本教育政策学会年報 8-17 頁、査読無

(11) 佐々木弘通「第 19 条」別冊法学セミナー 210 号 (新基本法コンメンタール憲法) 145-159 頁、査読無

(12) 進藤兵「『地域主権』改革と『新しい都政』」月刊東京 327 号 2-17 頁、査読無

(13) 都築幸恵「学習意欲と心理学」成城教育 154 号 4-11 頁

(14) 長谷川貴彦「イギリス労働者文化のメタヒストリー」歴史評論 737 (2011), 101-110 頁、査読無

(15) 山本顕治「モデル分析と意思の規範化について——二つのコメントへのリプライ」法の理論 30 号 263-269 頁、査読有

(16) 横田光平「子どもの意思・両親の権利・国家の関与—『子の利益』とは何か」法律時報 83 巻 12 号 10-17 頁、査読無

(17) 横田光平「住民基本台帳法と戸籍法—行政法学と民法学の交錯の一場面」民事研修 655 号 2-15 頁、査読無

(18) 世取山洋介「国歌斉唱儀式における不斉立・不斉唱を理由とする教員懲戒処分における裁量権の有無について」法政理論 44 巻 1 号, 193-225 頁、査読無

(19) Yosuke Yotoriyama, Dynamics of Three Structures of Responsibility in Education under the New Basic Law of Education, Zeitschrift für Japanisches Recht 31, pp.21-47, 査読無 (2010 年)

(20) 角松生史・藤井聡・三上直之・窪田亜矢「シンポジウム: 市民参加の社会的構成」神戸法学雑誌 60 巻 2 号 482-353 頁

- (21)角松生史「都市空間管理をめぐる私益と公益の交錯の一側面」東社 61 巻 3・4 号 139-159 頁,査読無
- (22)KADOMATSU Narufumi, The Rise and Fall of the 'Relationship of Reciprocal Interchangeability' Theory in Japan, Kobe University Law Review.43,pp.1-15、査読無
- (23)小玉重夫「物語論を公共性へ開くためにー主体の脱中心化へ向けてー」,教育思想史学会,近代教育フォーラム第 19 号、pp.31-36 , 査読無
- (24)進藤兵「『自治体版福祉国家』のために」POSSE7 号、pp.22-32、査読無
- (25)進藤兵「<自治体版福祉国家>の探求」(上・下)月刊東京 312・313、23-40 頁、2-24 頁、査読無
- (26)Routamaa, V.,Hautala, T.,& Tsuzuki, Y. “Managing intercultural differences: the relationships between cultures, values and personality” International Journal of Society Systems Science 2, pp.269-284 査読有
- (27)長谷川貴彦「物語の復権／主体の復権ーポスト言語論的転回の歴史学」思想 1036 号 144-160 頁,査読無
- (28)藤川久昭「労働者義務論の構想」労働法学研究会報 61 巻 10 号 4-14 頁、査読無
- (29)山本顯治「関係的契約理論による損害賠償論の試みー私的自治の射程」法の理論 29 号 43-68 頁、査読有
- (30)山本顯治「投資行動の消費者心理と勧誘行為の違法性評価」新世代法政策学研究 5 号、201-231 頁、査読有
- (31)横田光平「『関係』としての児童虐待と『親』によって養育される子どもの権利」ジュリスト 1407 号 87-94 頁、査読無
- (2009 年)
- (32)角松生史「決定・参加・協働ー市民／住民参加の位置づけをめぐる」新世代法政策学研究第 4 号 1-24 頁,査読無
- (33)小田中直樹「歴史教育はコミュニケーションである」歴史評論 706、28-36 頁,査読無
- (34)小玉重夫「教育改革における遂行性と遂行中断性ー新しい教育政治学の条件ー」教育学研究 76 巻 4 号 14-25 頁、査読有
- (35)小玉重夫「『政治教育』の課題」教育 59 巻 6 号 4-10 頁
- (36)角山剛・都築幸恵・松井寛夫「企業不祥事発生の際の心理学的メカニズム」経済経営研究(東義大学) 149-156 頁,査読無
- (37)Matsui,T., Kakuyama,T., Tsuzuki, Y., You,H. S. “Joint Effects of Corporate Positions and Prospects on Perceptions of Business Ethics

Among Japanese Students,” *Journal of Applied Social Psychology*, 39, pp. 624-633,査読有

[学会発表] (計 7 件) (総計 17 件) (本研究主催のシンポ等は除外)

(1)角松生史「日本法における『景観利益』概念」シンポジウム「韓・中・日の都市企画における地域社会と立法」(2011.5.6 壇国大学校)

(2)桑原勇進「団体訴訟の法的正統性」環境法政策学会 (2011.6.19, 国学院大学)

(3)小玉重夫「不登校・中退問題における『包摂・排除』論の位相ー難民化する子どもー」日本教育社会学会第 63 回大会(2011.9.24,お茶の水女子大学)

(4)小玉重夫,Citizenship Education and Politics in Japan: Focusing on the context of globalization and postindustrial society, The 10th Annual Hawaii International Conference on Education (January 5 , 2012, Honolulu, Hawaii)

(5)長谷川貴彦「言語論的転回と文化史」シンポジウム「これまでの歴史学、これからの歴史学」(2011.10.16 青山学院大学)

(6)長谷川貴彦「パーソナル・ナラティブ論の射程」明治大学特別講演 (2011.11.22、明治大学)

(7)小玉重夫「シティズンシップ教育の政治性:学校づくりとカリキュラム改革の視点から」日本教育方法学会第 45 回大会(2009.9.26 香川大学)

(8)長谷川貴彦「Re-Figuring Hayden White」シンポジウム「歴史学とポストモダニズム」(2009.10.25, 東洋大学)

[図書] (計 16 件)

(1)角松生史「『協働的プランニング』の社会的構成」岡村周一/人見剛編『世界の公私協働ー制度と理論』(日本評論社、2012)43-56 頁

(2)角松生史「『地域像維持請求権』をめぐる」阿部泰隆先生古稀論文集『行政法学の未来に向けて』(有斐閣、2012) 477-501 頁

(3)角松生史「『互換的利害関係』概念の継受と変容」『水野武夫先生古稀記念論文集』(法律文化社、2011) 150-178 頁

(4)小田中直樹(単著)『ライブ・合理的選択論』(勁草書房、2010)全 iii+237+ix 頁

(5)桑原勇進「規制的手法とその限界」大塚直・

新見育文・松村弓彦編『環境法体系』(商事法務、2011)237-255 頁

(6)桑原勇進「リスク管理・安全性に関する判断と統制の構造」,磯部力他編『行政法の新構想 I』(有斐閣、2011) 291-308 頁

(7)小玉重夫「『無能』な市民という可能性」本田由紀編『労働再審(1) 転換期の労働と「能力」』(大月書店、2010)194-204 頁

(8)佐々木弘通「憲法学説は政教分離判例とどう対話するか」辻村みよ子・長谷部恭男(編),『憲法理論の再創造』(日本評論社、2011)395-411 頁

(9)佐々木弘通「日本国憲法の解釈論としての遵法義務論・ノート」浦田一郎他『立憲平和主義と憲法理論』(法律文化社、2010)220-236 頁

(10)佐々木弘通『表現の自由』訴訟における『憲法上保護された行為』への着目」長谷部恭男・中島徹他共著『憲法の理論を求めて』(日本評論社、2010)93-120 頁

(11)進藤兵「第 1 章福祉と環境の都市・東京へ」「第 7 章豊かな自治の都市へ」渡辺治・進藤兵編『東京をどうするか 福祉と環境の都市構想』(岩波書店、2011)21-48 頁、257-278 頁

(12)進藤兵「補完性・近接性原理批判」唯物論研究協会編『地域再生のリアリズム』(青木書店、2009)176-204 頁

(13)長谷川貴彦(翻訳)G・ステッドマン・ジョーンズ『階級という言葉』全 350 頁(刀水書房、2010 年)

(14)長谷川貴彦(翻訳)ピーター・バーク『文化史とは何か 増補改訂版』全 246 頁(法政大学出版局、2010 年)

(15)山本顕治「シュミット-リンプラー再読—交渉秩序と競争秩序」国際高等研究所課題報告書『スマとシステム—知のあり方』(2011)123-149 頁

(16)横田光平(単著)『子ども法の基本構造』(信山社、2010)全 736 頁

[その他]

ホームページ等

http://www2.kobe-u.ac.jp/~kado/katsudo/sc_kenkyukai/

6. 研究組織

(1) 研究代表者

角松生史 (KADOMATSU Narufumi)
神戸大学大学院法学研究科教授
研究者番号：90242049

(2) 研究分担者

小田中直樹 (ODANAKA Naoki)
東北大学大学院経済学研究科教授
研究者番号：70233559

桑原勇進 (KUWAHARA Yushin)

上智大学法学部教授

研究者番号：40287032

小玉重夫 (KODAMA Shigeo)

東京大学大学院教育学研究科准教授

研究者番号：40296760

佐々木弘通 (SASAKI Hiromichi)

東北大学大学院法学研究科教授

研究者番号：70257161

進藤兵 (SHINDO Hyo)

都留文科大学文学部教授

研究者番号：20242050

都築幸恵 (TSUZUKI Yukie)

成城大学社会イノベーション学部教授

研究者番号：00299885

長谷川貴彦 (HASEGAWA Takahiko)

北海道大学大学院文学研究科准教授

研究者番号：70291226

藤川久昭 (FUJIKAWA Hisaaki)

青山学院大学法学部教授

研究者番号：30286223

山本顕治 (YAMAMOTO Kenji)

神戸大学大学院法学研究科教授

研究者番号：50222378

横田光平 (YOKOTA Kohei)

筑波大学人文社会科学系准教授

研究者番号：10323627

世取山洋介 (YOTORIYAMA Yosuke)

新潟大学人文社会教育科学系准教授

研究者番号：90262419

(3) 連携研究者

(4) 研究協力者

Dimitri Vanoverbeke

ルーヴェン・カトリック大学日本学科教授

内野美穂 (UCHINO Miho)

神戸大学大学院法学研究科博士課程